



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*29 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)

\*30 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納室)

\*31 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 ( " )

### ○ 教育委員会規則

\*12 和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則

\*13 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則

\*14 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

### ○ 訓令

\*11 技術調査課検査指導室分室長の事務決裁等の特別取扱規程 (行政経営改革室)

## 規 則

### 和歌山県規則第29号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「伊都振興局総務室」を「伊都振興局総務企画室」に、「日高振興局総務室」を「日高振興局総務企画室」に、「○きのくに、新宮、湯浅の各信用金庫」を「○きのくに信用金庫、新宮信用金庫」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

### 和歌山県規則第30号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「東牟婁振興局総務室」を「東牟婁振興局総務企画室」に、同条第2項中「振興局総務室」を「振興局総務企画室」に改める。

別表第1振興局総務室(東牟婁振興局総務室串本地区駐在を除く。)の項中「振興局総務室(東牟婁振興局総務室串本地区駐在を除く。)」を「振興局総務企画室(東牟婁振興局総務企画室串本地区駐在を除く。)」に改め、同表東牟婁振興局総務室串本地区駐在の項中「東牟婁振興局総務室串本地区駐在」を「東牟婁振興局総務企画室串本地区駐在」に改める。

別表第2の7の項出納員名の欄中「伊都振興局総務室及び日高振興局総務室」を「伊都振興局総務企画室及び日高振興局総務企画室」に改め、同表10の項出納員名の欄中「東牟婁振興局総務室」を「東牟婁振興局総務企画室」に改める。

別表第4の1の項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「紀北養護学校 紀伊コスモス養護学校」を「紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校」に改め、同表2の項出納員の区分の欄中「那賀振興局総務室」を「那賀振興局総務企画室」に改め、同表3の項出納員の区分の欄中「伊都振興局総務室」を「伊都振興局総務企画室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「きのかわ養護学校」を「きのかわ支援学校」に改め、同表4の項出納員の区分の欄中「有田振興局総務室」を「有田振興局総務企画室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「たちばな養護学校」を「たちばな支援学校」に改め、同表5の項出納員の区分の欄中「日高振興局総務室」を「日高振興局総務企画室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「就農支援センター」を「就農支援センター 日高高等学校附属中学校」に、「みはま養護学校」を「みはま支援学校」に改め、同表6の項出納員の区分の欄中「西牟婁振興局総務室」を「西牟婁振興局総務企画室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「南紀養護学校 はまゆう養護学校」を「南紀支援学校 はまゆう支援学校」に改め、同表7の項出納員の区分の欄中「東牟婁振興局総務室」を「東牟婁振興局総務企画室」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「みくまの養護学校」を「みくまの支援学校」に改め、同表8の項出納員の区分の欄中「東牟婁振興局総務室串本地区駐在」を「東牟婁振興局総務企画室串本地区駐在」に改め、同項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「串本高等学校」を「串本高等学校 串本古座高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県規則第31号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「振興局総務室」を「振興局総務企画室」に改める。

第32条中「小切手」を「小切手等」に改める。

別表第2中 「振興局総務室の出納員」 を 「振興局総務企画室の出納員」 に改

め、同表備考4中「振興局総務室」を「振興局総務企画室」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会処務規則（昭和27年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 教育行政の基本計画及び基本方針に関すること。
- (2) 県立学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに管理の基本的方針に関すること。
- (3) 県立学校の課程、専攻科及び別科の設置及び廃止に関すること。
- (4) 県立学校の入学定員及び入学者選抜に関する方針に関すること。
- (5) 職員（教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。）をいう。以下同じ。）の人事の基本的方針に関すること。
- (6) 教育委員会の事務局の副課長と同等以上の職にある職員、学校以外の教育機関の課長又は課長相当職以上の職

にある職員並びに教育委員会の所管に属する学校の校長、教頭及び事務長の任免に関すること。

- (7) 職員の懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分に関すること。
- (8) 附属機関の委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関すること。
- (9) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。
- (10) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること。
- (11) 文化財の指定及び解除並びに登録及び抹消に関すること。
- (12) 教育委員会に関する事務の点検及び評価に関すること。
- (13) 教育委員会の行う表彰その他の重要な表彰に関すること。
- (14) 諸願及び争訟に対する処理方針に関すること。
- (15) 市町村に対する是正の要求、勧告及び指示に関すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館管理規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 図書館の庶務に関すること。
- (2) 図書館の施設設備等の管理に関すること。
- (3) 文化情報センターに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、他の課に属しない事務

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第14号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部、厚生省令第2号）別表第2号」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規

則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）別表第1」に改める。  
第17条の2を削る。  
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名 称	位 置	部	科	設置学科	修業年限
和歌山県立きのかわ支援学校	橋本市高野口町向島101番地の3	小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年
和歌山県立和歌山盲学校	和歌山市府中949番地の23	幼稚部			1年、2年又は3年
		小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年
				保健理療科	
		専攻科	専攻科	保健理療科	3年
理療科					
和歌山県立和歌山ろう学校	和歌山市砂山南三丁目1番73号	幼稚部			1年、2年又は3年
		小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年
				被服科	
				産業工芸科	
				理容科	
		専攻科	専攻科	被服科	2年
				産業工芸科	
				理容科	
普通科					
和歌山県立紀北支援学校	和歌山市冬野字樋の浦227番地	小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	和歌山市弘西555番地	小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年
和歌山県立紀伊コスモス支援学校園部分校	和歌山市園部373番地	小学部			6年
		中学部			3年
和歌山県立たちばな支援学校	有田郡広川町大字和田字天皇谷21番地の3	小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年
和歌山県立みはま支援学校	日高郡美浜町大字和田字松原1138番地の259	小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年

和歌山県立南紀支援学校	西牟婁郡上富田町大字岩田字大坊1787番地の1	小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年
和歌山県立はまゆう支援学校	西牟婁郡上富田町大字岩田字刃剣2150番地	小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年
和歌山県立みくまの支援学校	新宮市蜂伏13番26号	小学部			6年
		中学部			3年
		高等部	本科	普通科	3年

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第11号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

技術調査課検査指導室分室長の事務決裁等の特別取扱規程を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

技術調査課検査指導室分室長の事務決裁等の特別取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、技術調査課検査指導室分室長の所掌する事務についての決裁の区分及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(専決)

第2条 技術調査課検査指導室分室長（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第211条第3項に定める技術調査課検査指導室分室長をいう。）は、別表に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。

(専決の制限)

第3条 この規程に定めるところにより技術調査課検査指導室分室長において専決できる事項であっても次の各号の

別表（第2条関係）

専決事項
1 和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）に関する検査要求書（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事に限る。）の受理（第9条）
2 技術調査課検査指導室分室に所属する職員（以下「所属の職員」という。）の事務分担に関すること。
3 所属の職員の週休日の振替えに関すること。
4 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。
5 所属の職員の旅行（技術調査課検査指導室分室長の国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く。）に係る旅行命令及び復命の受理に関すること。

いずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの
- (2) 他の部課に関係のある事務で意見を異にするもの
- (3) 疑義若しくは紛議があり、又はこれを生じるおそれのあるもの
- (4) あらかじめ事務処理について上司の指示を受けたもの  
(技術調査課検査指導室分室長代決者)

第4条 技術調査課検査指導室分室長が専決できる事項について、技術調査課検査指導室分室長が不在のときは、技術調査課検査指導室分室長があらかじめ指定した職員がその事項を代決することができる。

(代決の原則)

第5条 事務の代決は、あらかじめ方針を指示された事項又は緊急に処理することを要する事項に限るものとし、異例に属する事項又は新規に計画する事項については、代決することができない。

2 代決した事項については、その後、技術調査課検査指導室分室長の後関を受け、又は技術調査課検査指導室分室長に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

6 所属の職員の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。)の承認等に関する事。

7 その他技術調査課検査指導室分室に属する事務のうち軽易な事項に関する事。